

令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)金沢市  
受付印

支給市区町村

金沢市長

宛

申請書の記載内容に相違なく、裏面の【誓約・同意事項】に全て誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者(世帯主)

		記入日	令和	年	月	日
氏名	生年月日	現住所				
世帯主氏名を自署してください		日中連絡可能な電話番号 ( )				
		令和6年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)				

## 2. 被災住宅等の所有者

氏名	申請者との続柄	生年月日	令和6年1月1日 時点の住所

## 3. 被災住宅等の所在地

<input type="checkbox"/> 所有者の住所と同じ	<input type="checkbox"/> 所有者の住所と異なる ※下段に被災住宅等の情報を記入してください。		
	被災住宅等の所在地		
	被災住宅等にお住まいの方の氏名 ※複数人いる場合はどなたかお一人の氏名		

## 4. 申請者(世帯主)と同一世帯の児童

※1/1時点の施設入所中児童を除く

	氏名	申請者との続柄	生年月日
1			
2			
3			
4			

## 5. R6.1/2～10/31に出生もしくは市外在住の児童

※申請時点で出産予定がある場合は、新生児分は出生後、10/31までに別途申請してください。

※1/1時点の施設入所中児童を除く

	氏名	申請者との続柄	生年月日	住所
1				
2				
3				

支給見込額

1世帯あたり 10 万円 + 児童加算分 万円 = 万円

※5. に記載された児童1人あたり上記の金額に5万円加算されます

※裏面も必ずご確認ください

【6. 振込口座】の記載【誓約・同意事項】に誓約・同意が必要です

6. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)\*※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【受取口座記入欄】※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名		支店名		口座番号 (右詰めで記入して下さい)				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	支店コード	本・支店 本・支所 出張所	1普通					
				2当座					

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業実施本部コールセンター(076-204-7844)にお問い合わせ下さい。(受付時間:平日9:00~18:00 土日祝日を除く)

7. 代理申請(受給)を行う場合 ※代理申請(受給)を行わない場合は記載の必要はありません。 ※提出書類を確認してください

代理人	氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			年 月 日	
			日中連絡可能な電話番号	( )
上記の者を代理人と認め、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の申請・請求及び受給を委任します。			世帯主の署名 又は記名押印	

代理申請・受給が①同一世帯:申請日時時点で「1.申請・請求者(世帯主)」の属する世帯の世帯構成者可能な方  
②法定代理人:親権者(同一世帯外の親権者)、未成年後見人、成年後見人及び代理権付与の審判がなされた保佐人若しくは補助人  
③その他:親族その他の平素から「1.申請・請求者(世帯主)」本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認める方

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、にチェック(✓)して下さい。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 既に令和5年度住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給を受けた世帯(他市町村で同様の給付金を受給した場合を含む)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。受給していた場合には、給付金を返還します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、現住所地又は前住所地での給付金の受給の有無のほか、金沢市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、金沢市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 金沢市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日(消印有効)までに、金沢市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には給付金を返還します。  
その他、金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱で定める内容に同意します。
- 本給付金の内容を確認し、全ての要件に該当するため支給を希望します。

必ず提出していただく書類

- 『令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金申請書(請求書)』(本書)  
※必要事項を記入して下さい。
  - 『申請・請求者本人確認書類の写し』  
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意下さい。
  - 『受取口座を確認できる書類の写し』  
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(カナ)を確認できる部分のコピーをご用意下さい。
  - 『り災証明書又は被災証明書の写し』  
※金沢市が発行し、原因が令和6年能登半島地震によるものに限ります。  
また、住家の被害の程度として「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」又は「床上浸水」に該当する必要があります。
- \*世帯主以外の方が代理申請(受給)を行う場合
- 『代理人の本人確認書類の写し』  
※代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意下さい。
  - 『戸籍謄本又は成年後見登記制度に基づく登記事項証明書等』  
(代理人が「7.代理申請(受給)を行う場合」の②法定代理人又は③申請者の親族の場合)

※令和6年1月1日時点で金沢市以外にお住いの方は次の書類が必要です

- 『申請・請求者令和5年度課税証明書の写し』

このほか、減免の事由等により必要書類の提出を求められる場合がありますのでご了承ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。☐チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。